

# 令和元年度 豊中市バリアフリー推進協議会 議事録 概要版

日 時：令和元年 8 月 27 日（金）10:00～12:00

場 所：豊中市役所別館 3 階 研修室・出席者：34 名（事務局除く）

## 1. 資料説明

「心」、「道路」、「市有施設」、「公園」、「旅客施設」のバリアフリー化について説明を行った。

## 2. 主な意見等

- 事) バリアフリー化を進めると、エレベーターや多目的トイレ等の設備に対する維持管理を行っていくために費用削減等の工夫が必要である。大阪国道事務所では地区の方々にボランティアサポートで清掃等を実施頂いている。
- 民) 豊中市内に高齢者・身体障害者向けの携帯用シグナルエイド発信器が対応する信号機は設置されているか。
- 事) 発信器に対応する信号機は豊中市内に設置されていないが、交通弱者用押しボタンは設置されている。
- ア) バリアフリー法の改正をもとに、評価会議が発足し、ブロック毎にも分科会が設置された。6月に開催された分科会では、都市部と地方部で検討の進捗に差が出ていることが、課題としてあげられた。
- ア) マスタープラン策定に向けた近畿地方の動向について、明石市は前年度から取り組んでおり、池田市は今年度取り組む予定である。
- 民) 障害の有無に関わらず、子どもの頃から一緒に教育を受ける場があって初めて、障害のない人が障害のある人を気遣うことができるのであって、国民の責務で心のバリアフリー化をなささいと思うのはどうかと思う。全国的に多目的トイレが拡充されているが、道の駅で車中泊する観光客が多目的トイレのオストメイトで髪の毛を洗ったり、着替え用のベッドで寝るといった利用のされ方をニュースで見て、バリアフリーが普及しても意味が無いと感じた。
- 市) 豊中市に道の駅はないが、学校でのバリアフリー教育等で理解を深めていく必要があると考えている。
- ア) 私達の言い方だが、元々心のバリアフリーというのは、健常者の心の中にある差別を取り除くこと。法律ではできないが、社会教育、学校教育含めて、考え方として定着させることが大切である。
- 民) 小・中学校のエレベーターを年間 2 基ずつ設置しているが、中学校が全校完了した後は、小学校に年間 4 基ずつ設置することは可能か。予算的に厳しいかと思うが、エレベーターが無く困っている子供がいるので早期設置を要望する。
- 市) 現在、市有施設の老朽化が進行している中、予算的に厳しいことは事実である。エレベーターの設置については、早期設置に向けて教育委員会と情報共有し、年次計画を立てて進めているところである。
- 民) 大阪モノレールの少路駅、柴原駅のエレベーターが更新工事により 1 ヶ月使用出来ない。次回以降は更新工事があるということ踏まえた対応をお願いしたい。
- ア) (仮称) 南部コラボセンター、義務教育学校(仮称) 北校の整備について、災害時の避難先となる可能性が非常に高いと想定される。その中でスロープの設置について、「エレベーターが停止した場合は、職員などの人力での対応を想定」となっているが、ハザードマップ上で浸水深が 2m 以上となる場合、スロープの設置を検討すべきではないか。
- 市) スロープの件について、検討はしているがスペース的に難しい。施設は避難施設であり、不特定多数の方が集まるため、各課と連携し、より良い施設をめざしているが、スロープの設置が難しいなかで、職員での対応と回答したと思う。浸水域について、頂いた意見を施設管理者に情報共有する。
- ア) 国の法律が改正され、情報提供の充実が重要施策として謳われているなかで、豊中市は、この 10 余年、ハード整備を中心に着実に出来ることを実施してきたと思う。道路や公園のトイレ整備、学校の多目的トイレやエレベーターの設置など、個々の分野でのバリアフリー化は進んでいるが、分野のはざま、例えば移動と教育、災害時と平常時など、様々なシチュエーションや使われ方が変わった時に、どう相互に活用できるのか。そのあたりを考えていくことが、次のステップの整備ではないかと考えるの

で、運用の工夫や積極的な情報提供に取り組んでいただきたい。

- 会) これまで縦割りで進んできたところがある。今後は各分野が連携し、取り残された地域の促進等、市全体で検討していく必要があると考える。
- ア) 大阪府の動向として、バリアフリー法の改正に伴い、建築物の基準に関しても改正された。具体的には、ホテルのバリアフリールームについて、従前は50室以上の客室に1部屋バリアフリールーム設置という基準であったが、50室以上の場合に客室総数の1%設置に改正され、今年9月に施行される予定である。法ではバリアフリールームだけが義務化されたが、東京都はパラリンピック開催を踏まえ、一般客室に対してもバリアフリー基準を創設した。東京都基準の公表後、多くの障害のある方からの意見を踏まえ、ある一定の客室面積を有する場合、東京都の基準に上乘せした基準を検討している。名称としては、東京都並みの基準を大阪ユニバーサルデザインルーム1、上乘せしたものは大阪ユニバーサルデザインルーム2として運用予定であり、今年度2月議会に提案し、来年9月施行をめざす。バリアフリールームの基準だけでなく、ホテルのバリアフリー情報の公表の義務化についても条例化を検討している。
- 市) 市としてはバリアフリー法の改正に伴い新設されたマスタープラン制度について、今後どう対応していくか、今年度から来年度にかけて検討していく。

#### ※凡例

- 会)・・・豊中市バリアフリー推進協議会会長  
民)・・・                  "                  委員市民代表  
事)・・・                  "                  委員事業者  
ア)・・・                  "                  委員アドバイザー  
市)・・・事務局、市関係部局